

浜松市景観協定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第4章に規定する景観協定（以下「協定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の認可)

第2条 法81条第4項に規定する協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

- (1) 景観協定の目的となる土地の区域を示す縮尺1/2,500の区域図
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域を示す公図写し
- (3) 景観協定の目的となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
- (4) 景観協定の目的となる土地の土地所有者等の合意書
- (5) 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の区域を示す公図写し
- (6) 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の権利関係がわかる登記事項証明書
- (7) 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の土地所有者等の希望がある旨を証する書類
- (8) 景観協定書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(意見書の提出)

第3条 法第82条第2項の規定による意見書は、景観協定の認可に係る意見書（第2号様式）を市長に提出するものとする。法第84条第2項の規定による準用もこれによる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があった場合、当該意見書の提出者に意見書の内容についての回答を行う必要があると認めるときは、景観協定の認可に係る意見書に対する回答書（第3号様式）により通知するものとする。

(認可の基準)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があった場合、法第83条第1項の規定のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請にかかる協定を認可するものとする。

2 第2条の申請に係る標準処理期間は、90日とする。

(協定の変更の認可)

第5条 法84条第1項に規定する協定の変更の認可を受けようとする場合は、景観協定変更認可申請書（第4号様式）に第2条各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。前条の規定は、この場合について準用する。

(認可書の交付)

第6条 市長は、第2条及び第5条に規定する認可をした場合は、申請を行った者に、景観協定認可書（第5号様式）を交付するものとする。

(区域からの除外の届出)

第7条 法第85条第3項の規定による景観協定区域内の土地が当該協定区域から除外された場合の届出は、景観協定区域除外届出書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

- (1) 除外の対象となる土地の区域を示す公図写し
- (2) 除外の対象となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
- (3) 除外の理由書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定に加わる手続)

第8条 法第87条の規定により景観協定の認可の公告があった後、景観協定に加わる場合の手続きは、景観協定加入届出書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

- (1) 加入しようとする協定区域を示す公図写し
- (2) 加入の対象となる土地の区域を示す公図写し
- (3) 加入の対象となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
- (4) 加入しようとする土地が景観協定区域隣接地の場合、加入しようとする者が協定区域の土地において権利を有する場合においては当該権利関係がわかる登記事項証明書
- (5) 加入しようとする土地が景観協定区域隣接地の場合、加入しようとする者が協定区域の土地において権利を有しない場合においては協定区域の土地の所有者等の合意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の廃止)

第9条 法第88条第1項に規定する協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

- (1) 景観協定の土地の区域を示す公図写し
- (2) 景観協定の区域の土地の権利関係がわかる登記事項証明書
- (3) 景観協定の区域の土地の土地所有者等の合意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(廃止の認可)

第10条 市長は、前条に規定する認可をした場合は、申請を行った者に、景観協定廃止認可書(第9号様式)を交付するものとする。

2 前条の申請に係る標準処理期間は、30日とする。

(景観協定が効力を有することとなった場合の届出)

第11条 法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けた者は、当該景観協定が同条第4項の規定による効力を有する景観協定となったときは、直ちに景観協定開始届出書(第10号様式)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに土地所有者等が存することとなった旨を証する書類
- (2) 土地の位置を表示する図面

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

景観協定認可申請書

景観協定の認可を受けたいので、景観法81条第4項の規定により必要書類を添えて、次のとおり申請します。

記

景観協定の名称	浜松市 景観協定
景観協定の区域	浜松市 区 町 番地、
隣接地の区域	該当： 有 無 有の場合 浜松市 区 町 番地、
申請者の住所 及び所在地 氏名及び名称	

一枚に収まらない場合は枠を拡げて記載すること

- [添付書類]
1. 景観協定の目的となる土地の区域を示す縮尺 1/2,500 の区域図
 2. 景観協定の目的となる土地の区域を示す公図写し
 3. 景観協定の目的となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 4. 景観協定の目的となる土地の土地所有者等の合意書
 5. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の区域を示す公図写し
 6. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 7. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の土地所有者等の希望がある旨を証する書類
 8. 景観協定書
 9. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

提出者

氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

景観協定の認可に係る意見書

年 月 日付で、景観法第82条第1項の規定により公告のあった、浜松市
景観協定について、関係人として景観法82条第2項の規定により次の意見を申し
述べます。

記

第3号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観協定の認可に係る意見書に対する回答書

年 月 日付けで提出のあった景観協定の認可に係る意見書に対する回答を
通知します。

記

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

景観協定変更認可申請書

景観協定の内容を変更したいので、景観法84条第1項の規定により必要書類を添えて、次のとおり申請します。

記

認可年月日	年 月 日	
認可番号	景観協定認可 No.	
景観協定の名称	浜松市 景観協定	
変更する事項	区域	景観形成のための事項 有効期間 違反した場合の措置 景観協定区域隣接地
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

一枚に収まらない場合は枠を拡げて記載すること

- [添付書類]
1. 景観協定の目的となる土地の区域を示す縮尺 1/2,500 の区域図
 2. 景観協定の目的となる土地の区域を示す公図写し
 3. 景観協定の目的となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 4. 景観協定の目的となる土地の土地所有者等の合意書
 5. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の区域を示す公図写し
 6. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 7. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の土地所有者等の希望がある旨を証する書類
 8. 景観協定書
 9. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

浜松市指令 第定 号
年 月
日

様

浜松市長 印

景観協定認可書

年 月 日付けで、申請のあった、浜松市 景観協定(の変更)について、
次のとおり認可したので交付します。

記

申請者(代表者)	住所(所在地) 氏名(名称)
認可番号	景観協定 No.
認可年月日	年 月 日
備考	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

㊟

電話番号

景観協定区域除外届出書

景観協定区域から除外されたので、景観法85条第3項の規定により必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

記

景観協定の名称	浜松市 景観協定
認可番号	景観協定認可 No.
除外された土地	浜松市 区 町 番地、
除外の理由	景観法第85条第1項の規定 景観法第85条第2項の規定
備考	

一枚に収まらない場合は枠を拡げて記載すること

- [添付書類]
1. 除外の対象となる土地の区域を示す公図写し
 2. 除外の対象となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 3. 除外の理由書
 4. 景観協定区域隣接地が定められた場合における当該土地の区域を示す公図写し

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

景観協定加入届出書

景観協定に加入したいので、景観法87条第1項の規定により必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

記

景観協定の名称	浜松市 景観協定
認可番号	景観協定認可 No.
景観協定に加入する土地	浜松市 区 町 番地、
土地の区分	景観協定区域内 景観協定隣接地の区域内

一枚に収まらない場合は枠を拡げて記載すること

[添付書類] 1. 加入しようとする協定区域を示す公図写し

2. 加入の対象となる土地の区域を示す公図写し

3. 加入の対象となる土地の権利関係がわかる登記事項証明書

4. 加入しようとする土地が景観協定区域隣接地の場合、加入しようとする者が協定区域の土地において権利を有する場合においては当該権利関係がわかる登記事項証明書

5. 加入しようとする土地が景観協定区域隣接地の場合、加入しようとする者が協定区域の土地において権利を有しない場合においては協定区域の土地の所有者等の合意書

6. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

④

電話番号

景観協定廃止認可申請書

景観協定廃止の認可を受けたいので、景観法88条第1項の規定により必要書類を添えて、次のとおり申請します。

記

景観協定の名称	浜松市 景観協定
景観協定の区域	浜松市 区 町 番地、
隣接地の区域	該当： 有 無 有の場合 浜松市 区 町 番地、
申請者の住所及び所在地氏名及び名称	
合 意 率	合意土地所有者等の数 人 / 全土地所有者等の数 人 = %

一枚に収まらない場合は枠を広げて記載すること

- [添付書類]
1. 景観協定の土地の区域を示す公図写し
 2. 景観協定の区域の土地の権利関係がわかる登記事項証明書
 3. 景観協定の区域の土地の土地所有者等の合意書
 4. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様

浜松市長 印

景観協定廃止認可書

年 月 日付で、申請のあった、浜松市 景観協定の廃止について、次の
とおり認可したので交付します。

記

申請者(代表者)	住所(所在地) 氏名(名称)
廃止認可番号	景観協定廃止 No.
廃止認可年月日	年 月 日
備考	

第10号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

景観協定開始届出書

景観法第90条第4項の規定により、景観協定が効力を有することとなったので、必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

記

景観協定の名称	浜松市 景観協定
認可番号	景観協定認可 No.
認可年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
備考	

- [添付書類] 1.新たに土地所有者が存することとなった旨を証する書類
2.土地の位置を表示する図面